

いつもメールマガジンをご購読いただき誠にありがとうございます。

社会保険労務士法人

大 | 槻 | 経 | 営 | 労 | 務 | 管 | 理 | 事 | 務 | 所 |

— | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

<http://www.otuki.org/>



【目次】

▼新年のご挨拶

社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 代表 大槻 智之

▼大槻事務所スタッフのおすすめの〇〇（第53回目）石田 昌弘

▼大槻事務所だより 1月号

▼セミナー情報

▼社労士Q&A

| 1 | 新年のご挨拶

【執筆者】 社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 代表社員 大槻 智之

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

昨年は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

おかげさまで大槻事務所も創立44年目を無事迎えることができました。

100年後も皆様に必要とされる事務所をめざしより一層の努力をしてまいる所存です。

“働きやすい会社から働きやすい社会へ”

2017年も大槻事務所にご期待ください！

社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所

代表社員 大槻 智之

※主な掲載一覧

■ TV

ノンストップ (フジテレビ)

■ ラジオ

サードプレイス

■ 新聞媒体

納税通信

日経MJ

AsiaX (シンガポールビジネスフリーペーパー)

■ 雑誌媒体

月間人事マネジメント

労働基準広報

ROLA

■ インターネット媒体

東洋経済オンライン

THE 21 オンライン

ゆかしメディア

読売オンライン

ハーバービジネスオンライン

HRプロ

そして、最後の指標として4つ目の「指標」は「何事も焦らず、機が熟すまではやり続ける心のゆとりがあるか」につきると私は信じています。

ちょっと今回は、初めてで固いテーマになってしまいましたが、次回何かの折がありましたら、サッカーの話もしてみたいですね・・・。

人事 BPO 石田 昌弘



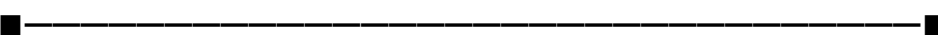
..... * .+°

【大槻事務所だより】

今月のテーマは 「ダブルワーク等の従業員の社会保険手続き」 です。

URL: http://www.otuki.org/p_otsukidayori/pdf/vol94.pdf

..... * .+°



┌──┐

| 3 | セミナー情報

└──┘



開催間近！！ オオツキMクラブ 特別講演のお知らせ！



開催日時：2017年2月1日（水）19：00 開始（受付開始 18：30～）

懇親会 20：45 頃～懇親会を開催します。

場所：コートヤード・マリオット銀座東武ホテル（東京都中央区銀座 6-14-10）

講師：島田 秀平 氏（株式会社ホリプロコム所属）

会 費：オオツキMクラブ会員 無 料（懇親会費 無料）

※1社につき何名様でもご参加いただけます。

一般参加者 一人様 5,000 円（懇親会費含む）

オオツキMクラブ会員様は、会費無料です！ また、1社何名様でもご参加可能ですので、

是非福利厚生の一環としてご活用ください。

下記URLよりお申込みいただけます↓

http://otukim.com/index.php?act=seminar_detail&seminar_id=56

オオツキMクラブに関するお問い合わせはこちら → otsukim@otuki.org

Webサイト: <http://www.otukim.com/>

| 4 | 社労士Q&A

【執筆者】 大槻事務所 海外進出プロジェクト

Q: 海外に住んで10年になる者です。日本にいた時は国民年金保険料を10年しか納めていませんでした。先日「来年から、年金をもらうために必要な納付期間が25年から10年に短縮されます」というニュースを見ました。あと数年で65歳になるのですが、年金はもらえるのでしょうか。

~~~~~

**A.** 10年に短縮されることにより年金を受給することができるようになります。

現在、日本の年金（老齢基礎年金）は、原則25年（300月）保険料を納めていないと老後に1円ももらえない制度でした。つまり、保険料を納めていたものの25年に満たなかったために年金がもらえず、無年金となってしまおう方が年々多くなっていました。

そのため、平成24年の法改正で「消費税が10%に上がった段階で年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する」ことが決まっていました。ただし、ご存知の通り、消費税の増税は先送りになってしまいました。しかし、「年金問題は喫緊の課題」であることから政府は平成29年8月1日付けで法改正をし、翌9月分から年金の受給資格期間を10年で支給

することを決めたのです。

ところで、この10年にカウントされる期間ですが、保険料を納付していた期間や免除されていた期間だけではなく、住民票を除いて海外に居住していた期間も含まれます。つまり日本で保険料を納付していた期間だけでカウントするわけではないのです。特に海外居住期間のある方については、日本で保険料を納付している期間が10年未満の場合でも年金受給が可能となるケースもあります。ただし、実際に年金を受給する場合は、ご自身で必要な手続きをする必要がありますので、今後は日本年金機構のホームページ等を定期的に確認した方が良いでしょう。

---

◆こちらのメールマガジンは、当所お取引のお客様、当所主催・共催セミナーにお申し込みいただいたお客様、当所職員がお会いして名刺交換させていただいたお客様、当所ホームページよりメールマガジンの購読お申し込みいただいたお客様にお送りしています。

メールマガジンの停止または配信先の変更について、大変お手数ではございますが下記のURLにてお手続きをお願いいたします。

<http://www.otuki.org/index.php?act=mailmaga>

□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□

◆編集後記

皆様 新年あけましておめでとうございます。

さて、今年から本格的にマイナンバーの使用がスタート致します。

弊所でも、社会保険のお手続きや源泉徴収票などの給与関係での書類に必要となりますので、扱いには細心の注意を払って処理を進めていかなければなりません。

目視だけでなく指さし確認や複数担当者での確認など、基本的な確認をしっかりと行っていきたいと思えます。

---

編集 発行：社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 鈴木 沙織

問い合わせ：このメルマガEメールアドレスは送信専用です。お問い合わせは

下記のURLにてお手続きをお願いいたします。↓↓

[https://ssl58.heteml.jp/ipocket/form\\_otsuki/index.php?act=form\\_contactus](https://ssl58.heteml.jp/ipocket/form_otsuki/index.php?act=form_contactus)

Web サイト： <http://www.otuki.org/>